

令和5年度
新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
災害福祉支援チーム員スキルアップⅠ研修
【講義動画レジューメ】

講義動画視聴期間 : 10月6日~11月19日

講義動画資料 目次

講義Ⅰ	「基本事項・近年の動向」	1～13
講義Ⅱ	「福祉支援対象者の理解」	14～22
講義Ⅲ	「避難所における福祉支援としての環境対策」	23～32
講義Ⅳ	「各種団体との連携のあり方」	33～39
講義Ⅴ	「被災地での活動事例を通じたチーム活動のあり方」	40～45

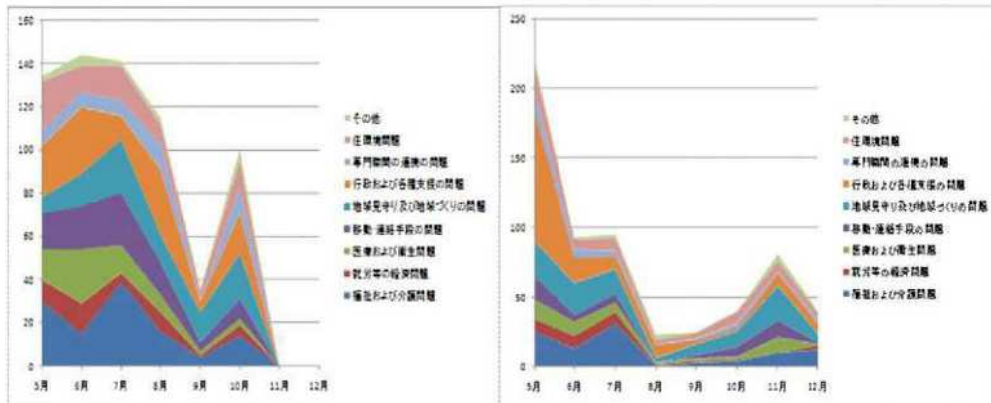
新潟県災害福祉支援チーム員 スキルアップ | 研修 「基本事項・近年の動向」

東北福祉大学
都築光一

はじめに

- 東北から始まった災害派遣福祉チームの設立が、全国に広がり始めている。
- 東北モデルによる支援のあり方が、信頼されるチーム活動ができている。
- 災害派遣福祉チームの養成のあり方が課題となっている。

2011年5月～12月までの ニーズ内訳の変化



1、災害派遣福祉チームの普及(1)

- 災害派遣福祉チームの設立(2013年岩手県)
- 2014(福島県)2015年(青森県・宮城県)以降山形県、秋田県、新潟県にて設立される。
- 一方、岩手県と同様に、チームを設立し、研修を実施しているのは、京都府である。(設立は府ではない)
- 最近では、静岡県、群馬県などにおいて実施されてきている。

1、災害派遣福祉チームの普及(2)

- 2013年以降、岩手県知事が必要性を称えて以降、毎年東北北海道7道県知事会から国に対して設立の必要性を訴えた。
- 2018年5月31日付け、厚生労働省社会・援護局長通知、「災害時福祉支援体制の構築について」
- 東北の取り組みが国に届き、各都道府県が設置するよう、通知が出された。
- 課題としては、国の対応の明確化と広域災害時の連絡体制の在り方、養成体制の在り方、講師等指導者の養成などである。

1、災害派遣福祉チームの普及(3)

- 最近の活動においては、避難所における要配慮者に対する対応以外に、避難所環境や、一般避難者に対する生活不活発病予防等の対応が見受けられている。
- 避難所環境整備の例
- ①下足整備のために段ボールの活用、②子どものための遊び場や学習室の整備、③女性用の物干し、救援物資等の置き場の設置、④乳幼児を抱えた女性（家族）のスペースの確保等
- 一般避難者対応
- ①ラジオ体操の実施、②散歩の実施

1、災害派遣福祉チームの普及(4)

- 今後の課題(1) 国の対応の明確化と広域災害時の連絡体制の在り方
- 広域災害の時の
 - ①支援の枠組みの設定
 - ②派遣や受け入れに関する調整
 - ③活動のあり方等マニュアルの整備
 - など
- ※地方厚生局の役割はどうか

1、災害派遣福祉チームの普及(5)

- 今後の課題(2) 養成体制の在り方
- チーム員の養成を、研修という方法で実施している都道府県は、極めて少ない。
- 要因は、マニュアルがない、講師がいない、研修プログラムが整備されていない などである。

1、災害派遣福祉チームの普及(6)

- 今後の課題(3) 講師や指導者の養成
- 研修の実施していないので、講師や指導者の養成が、東北と新潟、京都を除いて遅れている。
- 全国に向けた整備が、なかなか進まない。

1、災害派遣福祉チームの普及(7)

- 様々な課題に対処していくためにも、要配慮者に対応できる基本的で確実な対応力が求められる。
 - 東日本大震災や、西日本豪雨、関東東北豪雨、2017年台風10号被害などから、しっかりと教訓から学んでいく必要がある。
- いくつかの事例を振り返る。

2、災害福祉支援チームの活動(1)

- 一般避難所に行けば、福祉支援が必要な高齢者もいるが、障害者もいる。(予想より多い)
- 「この地域に、こんなに支援が必要な高齢者や障害者がいたのか！」避難所の学校の教員が、地域内の避難行動要支援者の数の多さに驚いていた。
- 避難所は「避難」のための施設で、本来生活の場所ではない。平時に福祉支援を得て生活している人にとって、生活できる状況にはないという認識が必要である。

2、災害福祉支援チームの活動(2)

- 災害時避難行動要支援者は無論、その名簿に登載されていない多くの支援を必要とする人々が大量に発生することを前提として認識する必要がある。
- 大量に発生する福祉支援対象者をスクリーニングし、アセスメントを実施することによって福祉避難所への搬送を災害対策本部に依頼することとなる。

2、災害福祉支援チームの活動(3)

- 一般避難所は、今日は大丈夫でも翌日に支援を必要とする避難者が発生することが少なくないため、数日間滞在して相談支援活動を展開する必要がある。(ここが医療チームとの大きな違いである)
- 福祉避難所への搬送が決定するまでに時間を要するほか、搬送手段の確保までにさらに時間を要するため、一時的な福祉スペースを確保する必要がある。ここでの対応も、専門職に求められる点である。

2、災害福祉支援チームの活動(4)

- 宮城県大崎市の集中豪雨
 - 一般避難所を、大崎市社会福祉協議会の施設職員によるチームが活動した。
 - 在宅生活者の安否確認や状態確認のために、区長や民生委員、保健師などとともに訪問し支援対象者への支援を行った。
- (災害時のローラー作戦とコーディネート)
- 地域へ・地域包括へ・家族へ、の三分でつなぎに徹する活動を行った

2、災害福祉支援チームの活動(5)

- 一般避難所には、支援があるものの、避難所に行けない障害者や要介護者には、在宅生活者として支援がない状態で厳しい生活している人々がいる。
- 発達障害の子を持つ人々は、車中泊していた。(東日本大震災)
- 福祉避難所に搬送が必要な被災者や、一定のスペースが確保されれば、避難所で生活可能な被災者もいるので、被災者の状況の見極めと、避難所における福祉支援を必要とする人のスクリーニングや、避難スペースの確保及び支援目的別のケア内容等を決めていく必要がある。

2、災害福祉支援チームの活動(6)

- 福祉避難所に搬送が必要な被災者や、一定のスペースが確保されれば、避難所で生活可能な被災者もいる。
- そのため、被災者の状況の見極めと、避難所における福祉支援を必要とする人のスクリーニングや、避難スペースの確保及び支援目的別のケア内容等を決めていく必要がある。

2、災害福祉支援チームの活動（7）

- どうにも対応が困難な事例も存在する。専門職のかかわりが求められる事例(大崎市古川)
- 地域住民とのつながりの重要性(岩手県岩泉町)
- 一般避難所には、高齢者や障害者、児童など様々な福祉支援対象者が混在している。そこに支援で派遣されるチーム員は、あらゆる事例に対処できるスキルが求められる。

・ 画像:秋田さきがけ新報(2019年11月2日)

2、災害福祉支援チームの活動（8）

- 研修の必要性(岩手・福島・宮城の対応)
- (応援部隊に求められる要件)
- 研修修了者が県にチーム員として登録され、発災時において支援活動が可能かどうかの意思表示をすることが求められている。(家族や所属所からの了解が前提)
- 通常は知事からの派遣要請に基づいて一般避難所への支援活動に入る。

2、災害福祉支援チームの活動(9)

- ・研修の必要性
- ・一般避難所と福祉避難所の違いは、対象者が特定されているかどうかにある。一般避難所は高齢者・障害者(身体・知的・精神・発達等)・児童・妊婦等の対象者に対応する必要があり、スクリーニングやアセスメントは、通常とは違ってくる。

2、災害福祉支援チームの活動(10.)

- ・研修の必要性
- ・研修の内容は、災害派遣福祉チーム活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づいて実施する。
- ・活動マニュアルは、災害が発生した際に県域を超えて支援に出かけることも想定し、青森・岩手・宮城・福島の各県で共通したものとしている。

研修の必要性

- 一回の研修では、イメージを共有する程度にとどまる。過去の研修の実施結果では、受講者から繰り返しの要望が大勢を占めていた。
- いざというときのために、マニュアルに基づく多種にわたる帳票類が必要となる。
- 研修は、活動マニュアルに基づき、支援事例に対する具体的な判断と帳票類の活用方法を行うほか災害対策本部やネットワーク協議会事務局とのやりとりおよび後続の班への引継ぎや活動報告のあり方など

おわりに(1)

- 東日本大震災や関東・東北集中豪雨を教訓に、いかに安心できる地域社会を形成するかが課題となっている。
- 阪神淡路大震災・新潟中越地震の教訓にもかかわらず、東日本大震災では「要配慮者」の死亡率が一般の人々の二倍であった。
- 関東・東北豪雨や熊本地震においても、「要配慮者」に対する支援のあり方が課題となった。

おわりに(2)

- 災害を身近な問題と理解できない社会が、災害を増幅させる結果を招く。
- 社会の中で弱い立場に立たされている人々に対して、何らの備えも配慮もなさない社会は、未熟な社会である。
- 福祉支援のシステムは、こうした社会を成熟させる取り組みである。
- その最前線で活躍することが福祉専門職に求められている。
- そのような地域社会を後輩や子孫に残していくことが、今を生きる我々大人の責任である。

これでおしまいです



ご清聴ありがとうございました

新潟県災害福祉支援チーム員 スキルアップⅠ研修 「福祉支援対象者の理解」

東北福祉大学教授 都築光一

はじめに

- 今日の日本の社会的背景からみて、少子高齢化の進行と人口減少が進む中、今後一層社会福祉対象者の増が見込まれる。
- 東日本大震災の教訓を生かし、災害時において社会福祉対象者に対する災害時支援は、避けられない検討課題となっている。
- 行政や関係機関並びに福祉専門職の果たすべき役割を明確にする必要がある。
- そのためにも対象者理解が必要である。

1、災害と福祉対象者

1) 災害とは

- 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条
＝暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、
高波、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象
又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被
害の程度においてこれらに類する政令で定める原因
により生ずる被害をいう。

(施行令第1条:放射性物質の大量の放出、多数の避
難を伴う船舶の沈没その他の大規模事故をいう。

1、災害と福祉対象者

2) 様々な被災者

(1) 制度で想定する一般の被災者

(2) 制度で想定が困難な被災者

- 一般的に言うところの「要援護者(災害対策
基本法上は、「要配慮者」という。)」
- 幼児と母親・妊娠した女性・環境に適応でき
ない人など
- 災害で交流がなくなって支えてくれる人がい
なくなった人(高齢者等)

1、災害と福祉対象者

3)被災者の中の福祉的支援対象者

- ・情報も伝わりにくい
- ・福祉対象者は、避難すること自体困難である
- ・発災時における身の安全の確保が困難であり、避難行動への切り替えにも時間がかかる
- ・避難行動も不十分にならざるを得ない

→このような人は増加している

福祉支援対象者の実態

- ・認知症の高齢者の事例(気仙沼市ほか)
- ・妊娠している女性の例(釜石市など)
- ・知的障害者の事例(石巻市など)
- ・視覚障害者の事例(仙台市など)
- ・発達障害児の事例(大船渡市など)
- ・デイサービス利用者の事例(陸前高田市)
- ・軽度の見守りが必要な人々 など
(日頃は大丈夫なものの災害で繋がりがなくな
った人)

2、対象者の理解①認知症高齢者

- ※災害時において、多数の出現が予想される
- 理由①:在宅の認知症高齢者のうち、身の寄せどころがない高齢者が避難所に来る
- 理由②:避難所において、急激な環境変化に伴い、認知症症状を呈する人が出現する
- 理由③:家族や知り合いから引き離され、認知症症状を呈する人が出現する
- 理由④:その他薬がない、情緒的に不安定になった等、不安定な方が出現する

2023/7/21

2、対象者の理解②妊娠している女性

- ※被災地においては、数は多くないものの、必ず困っている女性がいる
- 留意点①:可能な限り、対応するチーム員は女性が良い
- 留意点②:見た目では判断できない段階の妊娠している女性がいる
- 留意点③:早急に精神的にも衛生的にも、安定した環境に身を置くことができるようにする必要がある

2023/7/21

2、対象者の理解③知的障がい者

- ※避難所内外に、どうしようかと困って過ごしている家族が、必ずいると思ってよい
- 留意点①:通常、家族が一緒にいる
- 留意点②:知的障がい者本人の年齢によって、一緒にいる家族の年齢がかなり異なる
- 留意点③:ケアサービスを利用していたかどうかによって、支援の受け入れに違いがある
- 留意点④:服薬や医療ケアの利用状況により、緊急度や支援施設を判断する必要がある
- 留意点⑤:車中泊の事例が多い

2、対象者の理解④視覚障がい者

- ※見た目は障がい者とは思えない場合が多いため、周囲の避難者から理解されない場合が多く、困っている人が多い
- 留意点①:困っている視覚障がい者は、避難所で誰かに聞くとすぐに確認できる
- 留意点②:家族と共に、早急に固有のスペースの確保が望まれている

2、対象者の理解⑤発達障害児

- ※避難所で生活できずに、周辺で車中泊の事例が少なくない
- 留意点①:パニックになっている事例が少なくないので、対応には注意する必要がある
- 留意点②:安心できる機会をつくるために、本人が知っている人に会える機会を検討する
- 留意点③:場合によっては、特別支援学校を確認し、避難することも検討する

2023/7/21

2、対象者の理解⑥ケアサービス 利用者の避難者

- ※事業所利用中に避難する場合がみられ、利用者と関係者が避難している
- 留意点①:事業所としてどうするのかを確認する必要がある
- 留意点②:事業所のスタッフも来ているので、避難生活対応は、任せる
- 留意点③:避難所が狭隘な場合は、固有のスペースの確保が難しいので、福祉避難所への移動を検討する

2、対象者の理解⑦見守り等の方

- ※実際には相当数の事例が出現する一方で、支援の必要性の判断が難しい
- 留意点①: 共同の避難生活が可能かどうかをしっかりと見極める
- 留意点②: 単身者も多く、自分では「できる」と言ってもそうでない場合もある
- 留意点③: 本人の自尊心に配慮した対応が望まれる

2023/7/21

2、支援対象者の理解⑧子ども等

- これまでの災害で、対応が遅れている対象が子どもである。
- 留意点①: 乳幼児の場合は、その母親も考える必要がある。
- 留意点②: 遊び場や勉強部屋と、その相手が必要となっている。

2023/7/21

すべて人は地域社会の一員

- 様々な人がともにこれからの故郷の“福祉のまち”のイメージをつくっていくことが大事である。
- 認知症になっても、要介護状態になっても“安心できるまち”が必要

この子らにこたえるために

- 福祉の目指すところはあらゆる人を、社会の例外としない取り組みにある
- 子どもも高齢者も、障害者もすべての人が暮らせる社会を目指す
- 子ども達に残していくべき地域社会として、福祉のまちづくりは、十分に価値がある
- 福祉のまちづくりの担い手として、福祉専門職の取り組みの意義は極めて大きい
- 地域のあらゆる人々から信頼される大人の代表としての福祉専門職をめざす

新潟県災害福祉支援チーム員 スキルアップ | 研修 「避難所における福祉支援 としての環境対策」

東北福祉大学
都築光一

はじめに

- 被災者の避難成果上のストレスの要因に、環境条件は大きくかかわっている。
- 内閣府では「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を発出した。

今後求められる取り組み

- **なぜ、必要とされたのか**
- ○ 平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災においては、
- **・被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られた**
- **・多くの高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等が被災した**
- **・が、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余**
- **儀なくされることも少なくなかった**

なぜ、必要とされたのか

○ 平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災においては、

- **・ライフラインが途絶し、食料等も不足する中、支援物資の到着や分配に係る情報など必要な情報が在宅の避難者には知らされず、支援物資が在宅の避難者に行き渡らないことが多かった。**
- **・県や市町村の域外に避難する広域避難者に対して、情報、支援物資、サービスの提供に支障が生じた**
- **・等の課題が生じた。**

なぜ必要とされたのか

- こうした東日本大震災の課題を踏まえ、平成 25 年6月に災害対策基本法を改正し、避難所における生活環境の整備等については同法第 86 条の6に、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮については同法第 86 条の7に、それぞれ規定された。
- 併せてガイドラインも参考にすることとされた。
- 避難所運営ガイドライン
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン
- 避難所におけるトイレの確保・運営ガイドライン

避難所運営ガイドライン(1)

- 円滑な避難所運営に向けて市町村向けに作成されている。
- 1、平時の対応(備え)・・・具体的に避難所を指定し、様々な災害に対応できるよう、日ごろから心がけるべき点を示した。
- 2、発災時対応・・・(1)基幹業務 (2)健康管理 (3)よりよい環境を示している。
- 3、ニーズへの対応・・・(1)要配慮 (2)安全安心
- 4、避難所の解消
- ⇒参考にするべきスフィアプロジェクト「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」

避難所運営ガイドライン(2)

○平時は、運営体制の確立を行う。

- 1. 避難所運営体制の確立 2. 避難所の指定
- 3. 初動の具体的な事前想定 4. 受援体制の確立
- 5. 帰宅困難者・在宅避難者対策
- ○発災後は、避難所の運営を行う。
- 6. 避難所の運営サイクルの確立
- 7. 情報の取得・管理・共有 8. 食料・物資管理
- 9. トイレの確保・管理 10. 衛生的な環境の維持
- 11. 避難者の健康管理 12. 寝床の改善 13. 衣類 14. 入浴

避難所運営ガイドライン(3)

• ○避難所では、ニーズへの対応を行う

- 15. 配慮が必要な方への対応
- 16. 女性・子供への配慮
- 17. 防犯対策 18. ペットへの対応

• ○避難所の役割が終わったら解消する

- 19. 避難所の解消に向けて

避難所の衛生管理(1)

- 避難所の質の向上のために
- 「災害時であってもゴミは分別収集し、決められた集積場所に排出し、防臭・防虫に気を付けましょう。炊き出しをする際には、調理前的手指及び調理器具の消毒を徹底し、衛生的な調理に配慮し、調理する人の体調管理も行う必要があります。また、食料品の保管にあたっては、冷蔵庫を使用しましょう。」

避難所の衛生管理(2)

- 災害時には、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止、健康維持のために、市町村内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による被災者の健康チェック・管理等を定期的 to 実施しましょう。
- これらの結果等に気を配りながら、巡回医師等の指導を仰ぎ、専門施設等へ適切に橋渡しできる体制を確保しましょう。

避難所の衛生管理(3)

- ① 生活・身の回り「居住環境、空調・換気的重要性」「水分・飲料水」「栄養管理」「食中毒予防」「入浴ができない場合」「避難所周りの環境」
- ② 病気の予防「感染症」「粉じん吸入」「慢性疾患の悪化」「エコノミークラス症候群」「生活不活発病」「熱中症」「低体温症」「口腔衛生管理」「一酸化炭素中毒」「アレルギー疾患の悪化」「健康診査等」「救急受診体制」
- ③ 心の健康保持
- ④ ライフステージ等に応じた留意事項「妊婦、産後間もないお母さんと乳幼児」「子供」「高齢者」「慢性疾患」

感染症対策(1)

- 対策の5本の柱
- 1、多様な避難(分散避難)の呼びかけ
- 2、感染症対策資機材の備蓄
- 3、事前受付での検温などによる体調確認
- 4、適切な避難所内のゾーニング
- 5、世帯ごとの感覚の確保

感染症対策(2)

- 1、多様な避難(分散避難)の呼びかけ
- 被災の状況に応じて、避難所避難、在宅避難、親戚へなど
- マスク・消毒液・体温計などを携行する
- 避難所内の密を避ける
- 警戒情報をもとに避難行動をとる

感染症対策(3)

- 2、感染症対策資機材の備蓄
- 品名例
- 非接触型体温計 養生テープ 除菌シート 避難所ルール
- アルコール消毒液 ビニールテープ
- マスク・フェイスシールド・手袋 コーン・バー
- 消毒への呼びかけ掲示 足跡マークの掲示物 もしサポ滋賀チラシ
- 動線の掲示物 受付時体調確認表 案内図 多めの文房具
- 上記のほかに、受付、居住スペース、専用スペース毎に資機材を洗体して避難所運営にあたる。

参考例 1



参考例 2



福祉チームの感染予防対策

- マスク・消毒液・手袋は必須
- 指示により、フェイスシールドや防護服を着用する
- 必要があれば昼休みに交替でシャワーを浴びる

- 相談コーナーや、スクリーニングを実施する場合は、事前に入念な消毒や必要に応じて飛沫防止のためのフェイスシールドを携行する

チーム員が被災地での健康を守るために

- 厚生労働省より通知が発出されている。

- 避難生活の際に、病気にかからないよう、また、できるだけ健康に過ごしていただくため、大切なことをまとめました。被災者を支援する方々にも、これらのことを知っていただき、ご配慮いただくようお願いいたします。

MEMO

新潟県災害福祉支援チーム員
スキルアップ研修Ⅰ

「避難所での各種団体 との連携のあり方」

東北福祉大学
都築光一

はじめに

- 災害派遣福祉チームの活動は、チーム員のみ
の活動では限界がある。
- → 多職種との連携の活動が不可欠
- 保健師チーム、医療チーム、ボランティア、PT・
OTなど

はじめに（２）

- どのような目的で、どのような専門職やボランティアと連携するのか
- 具体的な事例を通じて考える
- 連携会議、保健師、ボランティア、その他 の場面で説明する。

1、連携会議（１）

- 連携会議は、一般的に避難所において、様々な団体がかかわるようになった段階で、設けられる場合が通例である。
- 避難所の運営管理者を中心に、地元の保健師や支援で駆けつけている保健師チームと、合同にて開催できることがベストである。
- 基本は、避難所運営であるので、避難所運営管理者が調整に当たるので、これに貢献できるように参画する。

1、連携会議（2）

- 学校が避難所の場合は、学校長が加わる。
- 保健師が避難所に常駐しているのか、巡回しているのか等、勤務形態を必ず確認する。
- 避難者の住民組織があるかどうかを確認し、区長や民生委員を探す。

1、連携会議（3）

- 毎日定期的に行う。
- ①避難所運営管理者からの主要な報告 ②支援関係団体等からの一日の活動予定 ③支援関係団体等からの前日の避難所の状況報告 ④相互の連絡調整事項の処理 その他
- 留意事項 ①主要な活動の提案や活動状況は、この会議に諮る。 ②施設や設備の利用や借用についてもこの会議に諮る。 ③可能であれば寄せられた相談コーナーの概要を報告する。

2、保健師（1）

- 避難所には、必ず登場する専門職である。
- ①地元の地方公共団体の保健師が避難所担当となる。常駐の場合と、巡回の場合があるので確認する。
- ②避難所を巡回して、避難所にいる在宅酸素療法や人工透析患者などを、病院に入院させるために訪問してくる保健師がいる。
- ③全国の保健師会が、厚生労働省の意向を受けて派遣されるチームがある。

2、保健師（2）

- 避難所における、避難者の健康問題を担当する。
- 必ず健康調査を実施しているので、しっかりと連携する。（ここで連携するケースが少なくない）
- ➔ただし生活全体を見ているわけではない。また家族全体を見ているわけでもない場合があるのでよく観察する。
- 具体的事例
 - 1. 2016年台風10号（岩手県）
 - 2. 2019年台風19号（宮城県）

3、ボランティア（1）

- 被災地には、必ずボランティアが登場する。
- 情報収集相手の場合と、関係機関からの依頼で、連携した活動を行う場合とがある。
- 連携する場合は、連携会議を通じて、連絡がある。

3、ボランティア（2）

- ボランティアとの連携に関しては、市町村社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携となる可能性が高い。
- 2016年関東東北豪雨と2019年台風19号で対応した宮城県大崎市の事例

4、その他

- ①医療チーム
- ②OT・PT
- ③歯科医師・薬剤師
- ④心のケアチームなど

おわりに

- 関係機関との連携によって、確実な被災者への支援につなげる
- 自分を中心としない活動を心掛ける
- 一日も早く、生活再建につながる支援を行う。

新潟県災害福祉支援チーム員
スキルアップ研修Ⅰ

「被災地での活動事例を通じた チーム活動のあり方①」

東北福祉大学
都築光一

はじめに(1)

- 様々な経験からチーム活動が形成された経緯がある。
- 東日本大震災の経験から、活動マニュアルが作成された。
- その後も、熊本地震、台風10号、西日本豪雨や今年度の台風19号などにおける活動経験から、チーム活動の幅が広がっている。

はじめに(2)

- 繰り返してはならない教訓（東日本大震災）
- 支援がない中で、被災した自宅で生活している知的障がい者の親子の状況
- 地域移行に取り組むことで活動してきた女性が、突然息子を施設に入所させてしまった。
- これを聞いた長年障がい者福祉に取り組んできた行政担当者が「衝撃を受けた」と発言した。

1、東日本大震災から(1)

- 避難所に来たデイサービス事業者の事例
- 救援物資でもめ続ける被災者と、調整に入る自治会長
- 様々な認知症高齢者対応
- マスコミ対応

1、東日本大震災から(2)

- 対応が不十分だった要支援者対応
- 「知っている人しか来なかった」福祉避難所としての障がい者施設
- 避難者が押しかけてきた特別養護老人ホームの対応
- 家族を探しているうちに、体調を崩す被災者

2、2016年台風10号(1)

- 環境整備
- ①掃除の施行と手洗いの設置、下駄箱の設置
- ②ラジオ体操と散歩の実施
- ③お茶のみコーナーの設置

2、2016年台風10号(2)

- 様々な支援活動
- 孤立集落からのヘリ搬送者に対するアセスメント
- 子どもたちの学習室の設置
- 様々な関係団体との連携活動

3、2019年台風19号(1)

- 教訓を活かした面がみられた。
- 宮城県と福島県のチームが出動した。
- 「先遣隊」の活動（2016年台風10号から学ぶ）
- 研修を修めた人でないとできない

3、2019年台風19号(2)

- 様々な活動
- キッズルーム設置

- 光沢テープ、杖のゴム

- 相談コーナー

- 車中泊の方への声かけ

4、その他

- 研修の必要性

- 重要な避難所ニーズの把握

- 家族単位でスクリーニングを実施する

- ニーズは時間とともに変化する

MEMO
